

青環保第504号  
平成29年7月12日

一般社団法人青森県産業廃棄物協会会長 殿

青森県環境生活部環境保全課長  
( 公 印 省 略 )

「青森県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料徴収条例の一部  
を改正する条例」について

本県の産業廃棄物行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、平成29年7月7日付けで公布されましたのでお知らせします。

## 記

### 1 改正内容

#### (1) 廃水銀等の硫化施設に係る手数料の新設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第376号）により、新たに産業廃棄物処理施設に追加された「廃水銀等の硫化施設」に係る手数料を次のとおり定めた。

ア 条例別表第19号 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料 14万円

イ 条例別表第20号 産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料 13万円

#### (2) 既存施設に係る手数料の新設

これまで手数料の額を定めていなかった「廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設」、「廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設」及び「ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設」に係る手数料を次のとおり定めた。

ア 条例別表第19号 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料 14万円

イ 条例別表第20号 産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料 13万円

#### (3) その他所要の整備

条例別表第1号、第2号、第19号及び第20号について、法の該当条項を直接引用する形式の規定方式に改めた。

### 2 施行期日

平成29年10月1日

担当 廃棄物・不法投棄対策G 大久保  
TEL : 017-734-9248